

○鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の任用等に関する規則

〔 令和2年3月19日 〕
規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項の規定に基づき任用される職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用、身分の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度任用職員の職)

第2条 任命権者は、一般事務補助員、介護保険認定調査員について、会計年度任用職員を任用することができる。

(任用)

第3条 会計年度任用職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により任命権者が任命する。

2 会計年度任用職員の選考の方法は、任命権者が別に定める。

3 会計年度任用職員の任用に当たっては、公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 能力の実証を会計年度任用職員としての従前の実績に基づき行うことができると任命権者が認める場合

(2) 再度公募を行っても十分な採用者が得られないと任命権者が認める場合

(3) 採用の緊急性等の事情から公募により難しい場合

5 前項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度の任用」という。)は、同一の者について原則連続して2回を上限とする。

6 公募によらない再度の任用は、次に掲げる要件を全て満たす者に限り認めるものとする。

(1) 第4項第1号の規定による能力の実証の結果等が良好であること。

(2) 前年度に任用されていた会計年度任用職員の職と同一の職に任用されること。

7 任命権者は、会計年度任用職員を任用する場合には、当該会計年度任用職員に対して、任命権者が定める勤務条件等に関する次の事項について明示しなければならない。

- (1) 任期
- (2) 勤務場所及び従事すべき業務の内容
- (3) 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間並びに休日
- (4) 給料又は報酬額及び諸手当の額並びにその支給方法
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用
- (6) 公務災害補償に関する事項
- (7) 退職に関する事項
- (8) 服務に関する事項

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(任用の手続)

第5条 所属長は、会計年度任用職員を任用しようとするときは、会計年度任用職員として任用しようとする者から鳥羽志勢広域連合職員の服務の宣誓に関する条例(平成11年鳥羽志勢広域連合条例第7号)の規定に定めるところにより宣誓書を徴するものとする。

2 会計年度任用職員を任用しようとする所属長は、特別の事情がある場合を除き、任用を開始する日の10日前までに次に掲げる事項を記載した書面により任命権者の決裁を受けなければならない。

- (1) 採用予定者の氏名
- (2) 任用目的
- (3) 任用根拠
- (4) 職種
- (5) 勤務場所
- (6) 任期
- (7) 1週間の勤務日

- (8) 1日の勤務時間
- (9) 1週間の勤務時間
- 3 所属長は、前項の規定による決裁を受ける場合において、次に掲げる書類を添付し任命権者に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) その他任命権者が必要と認める書類
- 4 任命権者は、会計年度任用職員の任用を決定したときは、会計年度任用職員として任用する者に会計年度任用職員任用通知書(様式第1号)を交付するものとする。
- 5 前項までの規定は、法第22条の2第4項の規定により任期を更新する場合について準用する。この場合において、第1項の規定による宣誓書を徴することについて省略できるものとし、第2項中第1号から第9号まで掲げる事項は次のとおり読み替えるものとする。
 - (1) 会計年度任用職員の氏名
 - (2) 任期を更新する理由
 - (3) 任用根拠
 - (4) 職種
 - (5) 勤務場所
 - (6) 更新する任期
 - (7) 1週間の勤務日
 - (8) 1日の勤務時間
 - (9) 1週間の勤務時間(条件付採用の期間)

第6条 法第22条の規定による会計年度任用職員の条件付採用の期間は、次条に規定する場合を除き、採用の日から起算して1月とする。

2 前項の期間の終了前に任命権者が別段の措置をしない限り、当該期間が終了した日の翌日から正式採用となるものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第7条 会計年度任用職員が条件付採用の期間の開始後1月が経過した際、実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまで条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(退職)

第8条 会計年度任用職員は、任期の満了のときは、別に発令することなく退職するものとする。

2 会計年度任用職員が任期の中途において退職しようとするときは、退職しようとする日の15日前までに退職願を提出し、任命権者の承認を得なければならない。

3 任命権者は、前項の規定による退職願を承認するときは、退職承認決定通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(分限)

第9条 会計年度任用職員の分限は、法及び鳥羽志勢広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成11年鳥羽志勢広域連合条例第5号)の規定に定めるところによる。

(懲戒)

第10条 会計年度任用職員の懲戒は、法及び鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成11年鳥羽志勢広域連合条例第6号)の規定に定めるところによる。

(服務)

第11条 会計年度任用職員の服務は、一般職の職員(鳥羽志勢広域連合職員の給与に関する条例(平成16年鳥羽志勢広域連合条例第2号)第1条の2に規定する職員をいう。)の例による。ただし、法第38条の規定による営利企業への従事等の制限について、法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイムの会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)の場合は、第14条の規定による。

(公務災害補償等)

第12条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、その他制度による補償を受けられない場合においては、鳥羽志勢広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成11年鳥羽志勢広域連合条例第27号)に定めるところによる。

(社会保険等)

第13条 会計年度任用職員の社会保険等の適用については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、健康保険法(大正11年法律第

70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(営利企業への従事等)

第14条 パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間外において、営利企業への従事等を行うことができる。

2 パートタイム会計年度任用職員は、前項の営利企業への従事等に当たっては、事前に、任命権者に営利企業等従事届(様式第3号)により届出を行わなければならない。

3 第1項の営利企業への従事等により、次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者は、これを禁止し、又は制限することができる。

(1) 長時間労働により、当該パートタイム会計年度任用職員の健康を害する可能性がある場合

(2) 服務に関する法の規定に抵触する場合

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設置された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員の職、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用の職については、第3条第6項第2号に規定する前年度に任用されていた会計年度任用の職とみなす。

(準備行為)

3 第2条の規定による会計年度任用職員の任用に関し必要な準備行為は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

会計年度任用職員任用通知書

年 月 日

様

(任命権者)

印

鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の任用等に関する規則第5条第4項の規定に基づき、下記のとおり会計年度任用職員として任用することに決定したので、通知します。

記

任用根拠	
職 種	
任 期	<p>年 月 日から 年 月 日まで (うち 年 月 日までは条件付採用期間となり、この期間は延長される場合があります。)</p> <p>1 同一会計年度内における任期の更新の有無 (更新する場合があります ・ 更新はしません)</p> <p>2 任期の更新は、任期満了時の業務量及び従事している業務の進捗状況等に応じ、勤務実績、態度及び能力等を考慮した上で行います。</p>
再度の任用	<p>選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。(再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。)</p>
勤 務 場 所	
従事すべき業務の内容	

<p>始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務及び休日勤務の有無に関する事項</p>	<p>1 始業(時 分) 終業(時 分)</p> <p>2 休憩時間(分)</p> <p>3 時間外勤務の有無(有 ・ 無)</p> <p>4 休日勤務の有無(有 ・ 無)</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員で予め具体的な勤務日が指定できない場合</p> <p>1 管理監督者が別途指示する日の中において、1日につき時間</p> <p>◆ シフト制(又は変形労働時間制)の場合</p> <p>1 交替制(変形労働時間制)として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>始業(時 分) 終業(時 分)(適用日)</p> <p>始業(時 分) 終業(時 分)(適用日)</p> <p>始業(時 分) 終業(時 分)(適用日)</p>
<p>勤務しない日</p>	<p>・ 週休日(毎週 曜日)(振替：有)</p> <p>・ 国民の祝日に関する法律による休日</p> <p>・ 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>・ その他()</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員である場合</p> <p>・ 週休日(振替：有) 定例日(毎週 曜日)</p> <p>非定例日(週・月当たり 日)</p> <p>・ 国民の祝日に関する法律による休日</p> <p>・ 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)</p> <p>・ その他()</p> <p>《詳細》「鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第4条～第6条、第10条、第11条</p>
<p>休 暇</p>	<p>1 年次有給休暇(合計 日)</p> <p>① 任用時 日</p> <p>② 繰越し分 日</p> <p>・ 特に必要があると認められるときは、時間単位で取得することができます。</p> <p>2 その他の休暇</p> <p>(1)有給()</p> <p>(2)無給()</p> <p>3 時間外勤務代休時間(有 ・ 無)</p> <p>《詳細》「鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」第4条～第6条、第10条、第11条</p>

	規則」第13条～第16条
育児休業等	<p>1 育児休業(可・不可) 備考()</p> <p>2 育児短時間勤務(不可)</p> <p>3 部分休業(可・不可) 備考()</p> <p>《詳細》「鳥羽志勢広域連合職員の育児休業等に関する条例」第2条、第19条</p>
給与	<p>1 給料の額 月額(円)</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員(一般行政職)である場合</p> <p>1 報酬の額 イ 月額(円)、ロ 日額(円) ハ 時間額(円)</p> <p>2 諸手当(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当を除く。)の額又は計算方法</p> <p>(1) 期末手当(計算方法:給料月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じた額)</p> <p>(2) 通勤手当 円</p> <p>(3) 地域手当 円</p> <p>(4) 特殊勤務手当 円(計算方法: につき)</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員(一般行政職)である場合</p> <p>(2) 期末手当の額 期末手当(計算方法:報酬の月額(日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6か月以内の報酬の1月当たりの平均額)に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額)</p> <p>(3) 通勤費 当たり 円</p> <p>(4) 特殊勤務報酬 につき 円</p> <p>《詳細》「鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」第6条、第7条、第13条～第14条(第18条、第23条、第29条)</p> <p>3 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率</p> <p>(1) 時間外勤務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月60時間以内 25%～35% (午後10時から翌日の午前5時までは50%～60%) ・ 月60時間超 50% (午後10時から翌日の午前5時までは75%)

	<p>(2) 休日勤務 35% (午後10時から翌日の午前5時までは60%)</p> <p>(3) 夜間勤務 25%</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員(一般行政職)である場合</p> <p>3 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる報酬等の割増率</p> <p>(1) 時間外勤務(1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0%(午後10時から翌日の午前5時までは25%))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月60時間以内 25%~35% (午後10時から翌日の午前5時までは50%) ・ 月60時間超 50% (午後10時から翌日の午前5時までは75%) <p>(2) 休日勤務 35% (午後10時から翌日の午前5時までは60%)</p> <p>(3) 夜間勤務 25%</p> <p>《詳細》「鳥羽志勢広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」第8条~第10条(第19条~第21条)</p> <p>4 支払日</p> <p>(1) 給与 日()</p> <p>(2) 期末手当 6月 日、12月 日</p> <p>(3) (2)以外の手当 日(日締め)</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員(一般行政職)である場合</p> <p>4 支払日</p> <p>(1) 報酬 日(日締め)</p> <p>(2) 期末手当 6月 日、12月 日</p> <p>(3) 通勤費 日(日締め)</p> <p>5 支払方法()</p> <p>6 給与支払時の控除(法令の規定に基づくものを除く。) (無 ・ 有())</p> <p>7 昇給 (無)</p>
<p>退職に関する事項</p>	<p>1 任期が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手續(退職する15日以上前に届け出て下さい。退職の発令をもって退職します。)</p> <p>3 免職の事由及び手續</p> <p>(1) 分限免職(地方公務員法第28条第1項)</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、「鳥羽志勢広域連合職員の分限に関する条例」の定めるところに</p>

	<p>より、免職される場合があります。</p> <p>① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合</p> <p>② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職(同法第29条第1項)</p> <p>次の場合のいずれかに該当するときは、「鳥羽志勢広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>① 法律又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合</p> <p>② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制 (無)</p> <p>5 その他の離職事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死亡した場合 ・ 地方公務員法第16条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当する場合
退職手当	<p>(有 ・ 無) 備考()</p> <p>《詳細》「三重県市町総合事務組合退職手当支給条例」</p>
服 務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <p>(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)</p> <p>(2) 信用失墜行為の禁止(同法第33条)</p> <p>(3) 秘密を守る義務(同法第34条)</p> <p>(4) 職務に専念する義務(同法第35条)</p> <p>(5) 政治的行為の制限(同法第36条)</p> <p>(6) 争議行為等の禁止(同法第37条)</p>

	<p>(7) 営利企業への従事等の制限(同法第38条)</p> <p>◆ パートタイム会計年度任用職員である場合 (1)から(6) (略) 兼業を行うことができますが、兼業を開始した、又は兼業をしている場合には、速やかに所属課に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>1 社会保険に関する事項 (厚生年金・協会けんぽ・地方公務員共済組合・加入なし) 備考()</p> <p>2 雇用保険に関する事項 (有・無) 備考()</p> <p>3 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>4 安全及び衛生に関する事項</p> <p>5 休職に関する事項 次の場合のいずれかに該当するときは、「鳥羽志勢広域連合職員の分限に関する条例」の定めるところにより、休職となる場合があります(地方公務員法第28条第2項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の故障のため、長期の休養を要する場合 ・ 刑事事件に関し起訴された場合 <p>6 その他</p>

備考 この様式は、必要に応じ適宜修正して使用することができる。

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

(任命権者)

印

退職承認決定通知書

年 月 日付で提出のあった退職願について、下記のとおり
退職を承認することに決定したので、通知します。

記

退職日 年 月 日

様式第3号(第14条関係)

営利企業等従事届

年 月 日

(任命権者)

様

所属

届出者 職

氏名

印

私は、次の業務に従事する（している）ので、届け出ます。

従事する事業名 (団体名)	
所在地	
事業内容	
職名(役職名)	
職務の内容	
勤務時間	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 月平均 日(1日 時間)
従事期間	<input type="checkbox"/> 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定
1週間 の 勤務 日	月・火・水・木・金・土・日・不定期(週 日程度)
1日 の 勤務 時間	時 分から 時 分まで(実働 時間 分)
1週間 の 勤務 時間	時間 分
特記事項	<p>上記事項に相違なく、占めている職務と当該営利企業等との間に特別な利害関係はなく、本務の遂行に支障はありません。</p> <p>従事する業務の状況に変更があった場合は、再度届け出ます。</p>

備考 この様式は、必要に応じ適宜修正して使用することができる。